

9月1日（第2日）

9月1日(水)第2日 午前10時00分開議

出席議員

1番	長坂実子	2番	角増正裕
3番	重長英司	4番	岡野数正
5番	熊倉正造	6番	平川博之
7番	酒永光志	8番	上本一男
10番	沖元大洋	11番	上松英邦
12番	山本秀男	14番	林久光
15番	登地靖徳	16番	浜西金満
17番	山本一也	18番	吉野伸康

欠席議員

13番	胡子雅信
-----	------

本会議に説明のため出席した者の職氏名

市長	明岳周作	副市長	土手三生
教育長	小野藤訓	総務部長	山本修司
企画部長	奥田修三	危機管理監	佐野数博
市民生活部長	江郷壱行	福祉保健部長	仁城靖雄
産業部長	泊野秀三	土木建築部長	水頭顕治
教育次長	山井法男	消防長	丸石正男
企業局長	躍場克之		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	矢野圭一
議会事務局次長	長原範幸

議事日程

日程第1	報告第8号	専決処分の報告について(和解及び損害賠償の額の決定について)
日程第2	報告第9号	令和2年度江田島市一般会計予算の継続費精算に関する報告について
日程第3	報告第10号	令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に関する報告について
日程第4	議案第51号	江田島市水産業振興施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案について
日程第5	議案第52号	江田島市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例案について
日程第6	議案第53号	大柿市民センター新築工事(建設)請負契約の締結に

		ついて
日程第 7	議案第 5 4 号	財産の取得について
日程第 8	議案第 5 5 号	令和 3 年度江田島市一般会計補正予算（第 4 号）
日程第 9	議案第 5 6 号	令和 3 年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 0	議案第 5 7 号	令和 3 年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 1	議案第 5 8 号	令和 3 年度江田島市介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 2	議案第 5 9 号	令和 3 年度江田島市水道事業会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 3	議案第 6 0 号	令和 3 年度江田島市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 4	議案第 6 1 号	令和 2 年度江田島市一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 1 5	議案第 6 2 号	令和 2 年度江田島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 1 6	議案第 6 3 号	令和 2 年度江田島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 1 7	議案第 6 4 号	令和 2 年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 1 8	議案第 6 5 号	令和 2 年度江田島市介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 1 9	議案第 6 6 号	令和 2 年度江田島市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 0	議案第 6 7 号	令和 2 年度江田島市港湾管理特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 1	議案第 6 8 号	令和 2 年度江田島市地域開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 2	議案第 6 9 号	令和 2 年度江田島市宿泊施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 3	議案第 7 0 号	令和 2 年度江田島市交通船事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 4	議案第 7 1 号	令和 2 年度江田島市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
日程第 2 5	議案第 7 2 号	令和 2 年度江田島市下水道事業会計決算の認定について

開会（開議） 午前10時00分

○議長（吉野伸康君） 皆さん、おはようございます。

それでは、ただいまから令和3年第3回江田島市議会定例会2日目を開きます。

ただいまの出席議員数は16名であります。

13番、胡子雅信議員から欠席する旨、届出がありました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 報告第8号

○議長（吉野伸康君） 日程第1、報告第8号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）を議題といたします。

直ちに提出者から報告を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました報告第8号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）でございます。

地方自治法第180条第1項の規定により指定された市長の専決事項の指定に基づきまして、和解及び損害賠償の額の決定について専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） それでは、報告第8号につきまして御説明をいたします。議案書2ページ、専決処分書をお願いいたします。

このたびの専決処分は、市有地の除草作業中に発生しました建物損傷事故に対して相手方と和解し、損害賠償額を決定したものでございます。

1、事故の概要でございます。令和3年7月27日午前、江田島市能美町高田の市有地において、市職員が除草作業を行っていたところ、使用していた草刈機が石をはね、隣接する民家の窓ガラスに当たり、当該窓ガラスを損傷させたものでございます。

2、和解の相手方は、記載のとおりでございます。

3、和解の条件及び損害賠償の額でございます。

（1）市は、損害賠償金9,500円を支払うものとします。

（2）前号のほか、相手方と本市の間に一切の債権債務関係がないことを確認しております。

1ページにお戻りください。

専決処分年月日は、令和3年8月17日でございます。

今回、作業には十分注意を払ったにもかかわらず、このような事故を起こしてしまい誠に申しわけありませんでした。今後このような事故を起こさないよう、一層の注意喚起を行い、適切な作業に努めてまいります。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 以上で、報告第8号を終わります。

日程第2 報告第9号

○議長（吉野伸康君） 日程第2、報告第9号 令和2年度江田島市一般会計予算の継続費精算に関する報告についてを議題といたします。

直ちに提出者からの報告を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました報告第9号 令和2年度江田島市一般会計予算の継続費精算に関する報告についてでございます。

地方自治法第212条の規定による継続費に関しましては、議案書5ページのとおり、精算報告書を調整しましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、これを議会に報告するものでございます。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉野伸康君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） それでは、報告第9号につきまして、議案書5ページの令和2年度江田島市一般会計継続費精算報告書により御説明いたします。

このたびの継続費精算報告は、平成30年度から令和2年度にかけて実施いたしました保育施設管理運営事業費の認定こども園のうみ新築事業でございます。

報告書の表をごらんください。

3款民生費、2項児童福祉費、事業名、保育施設管理運営事業（認定こども園のうみ新築事業）でございます。

全体計画欄の年割額は、平成30年度が2億1,390万円、令和元年度が4億2,780万円、令和2年度が6,955万円で、合計7億1,125万円でございます。

中ほどの実績欄の支出済額は、平成30年度が1億5,453万5,680円、令和元年度が3億6,779万3,306円、令和2年度が6,605万6,214円で、合計5億8,838万5,200円でございます。

事業の全体計画に対する実績額との比較は、表のとおりでございます。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 以上で、報告第9号を終わります。

日程第3 報告第10号

○議長（吉野伸康君） 日程3、報告第10号 令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に関する報告についてを議題といたします。

直ちに提出者からの報告を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました報告第10号 令和2年度決算に基

づく健全化判断比率及び資金不足比率に関する報告についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を、監査委員の審査意見書を付し、議会に報告するものでございます。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしくお願いたします。

○議長（吉野伸康君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） それでは、報告第10号につきまして御説明をいたします。別冊となっております令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書をお願いいたします。

報告書の1ページでございます。

1、令和2年度健全化判断比率報告書でございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定によりまして、健全化判断比率を次のとおり報告するものでございます。

報告する指標は4点でございます。

（1）の総括表におきまして、区分ごとにその数値をお示ししております。

1番目の実質赤字比率、2番目の連結実質赤字比率につきましては、赤字額がなかったことから、「－」で表記をしております。3番目の実質公債費比率は6.8%、4番目の将来負担比率は25.9%でございます。

この決算に基づきます4つの指標値のうち、いずれか1つでも早期健全化基準以上になりますと、早期健全化団体となりまして、また、将来負担比率を除く3つの指標値のいずれか1つでも財政再生基準以上になりますと、財政再建団体となるものでございます。

また、2ページには実質赤字比率、3ページには連結実質赤字比率、4ページには実質公債費比率、5ページには将来負担比率の算定根拠をそれぞれお示ししております。

6ページをお願いいたします。

続きまして、2、令和2年度資金不足比率報告書でございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定によりまして、資金不足比率を次のとおり報告するものでございます。

1、総括表におきまして、区分ごとにその数値をお示ししております。

地方公営企業法適用企業で、水道事業会計、下水道事業会計の2会計がございます。いずれの会計も資金不足額がございませんので、「－」と表記しております。

地方公営企業法非適用企業は、宿泊施設事業特別会計、交通船事業特別会計及び地域開発事業特別会計の3会計がございます。これらの会計につきましても、資金不足額がございませんので、「－」と表記しております。

それぞれの会計の資金不足比率が経営健全化基準20%を超えますと、その公営企業につきまして、早期健全化計画の策定、個別外部監査などが求められることとなります。

また、7ページには地方公営企業法適用企業、8ページ、9ページには地方公営企業法非適用企業の算定根拠をお示ししております。10ページには参考といたしまして、各指標の対象範囲をお示ししております。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 以上で、報告第10号を終わります。

先ほど報告のあった報告第10号 令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に関する報告については、監査委員の意見が付されていますので、監査委員からの報告を求めます。

それでは、三浦代表監査委員に入場していただきます。

（代表監査委員 入場）

○代表監査委員（三浦和英君） 監査委員の三浦でございます。どうぞよろしく願いいたします。

令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見について御報告いたします。

令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の審査を、去る8月3日から8月19日までの間、その算定の基礎となる事項を記載した書類の精査、照合を行うとともに、担当職員から説明を求め慎重に行いました。

その結果、令和2年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類並びに令和2年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に処理されているものと認められました。なお、審査意見書をお手元に配付いたしておりますので、ごらんいただきますようお願いいたします。

以上、報告いたします。

○議長（吉野伸康君） ここで三浦代表監査委員には退席していただきます。

（代表監査委員 退席）

これをもって、監査委員の審査意見報告を終わります。

以上で、報告を終わります。

日程第4 議案第51号

○議長（吉野伸康君） 日程第4、議案第51号 江田島市水産業振興施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました議案第51号 江田島市水産業振興施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案についてでございます。

水産業振興施設を追加するため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、産業部長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 泊野産業部長。

○産業部長（泊野秀三君） それでは、江田島市水産業振興施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。

8 ページには改正する条例案、9 ページには新旧対照表、10 ページ、11 ページには参考資料を添付しております。

それでは、10 ページ、11 ページの参考資料により説明をいたします。10 ページをごらんください。

1、条例の一部を改正する趣旨について説明をいたします。

広島県が設置及び管理していた簡易浮棧橋2基について、広島県と本市による協議の結果、本市の水産業振興のために活用することを目的として無償で譲り受けることとなりました。これに伴い、当該簡易浮棧橋を水産業振興施設として位置づけ、運用していくため、所要の規定の整備を行います。

2、譲り受けることだった簡易浮棧橋についてです。

当該簡易浮棧橋は、平成12年度から平成22年度までに実施された地方港湾鹿川港大原地区海岸保全事業において広島県が設置したもので、施設の位置、概況につきましては10ページの写真と、それから11ページの表のとおりです。

11ページをごらんください。

3の管理体制につきましては、当面の間、当該簡易浮棧橋は市が直営で管理いたします。

4、施行の期日は、公布の日からでございます。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第52号

○議長（吉野伸康君） 日程第5、議案第52号 江田島市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました議案第52号 江田島市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例案についてでございます。

農業集落排水処理施設使用料を改定するため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、企業局長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉野伸康君） 躍場企業局長。

○企業局長（躍場克之君） それでは、議案第52号 江田島市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

本案は、下水道使用料の改正を行うものでございます。江田島市内の下水道事業の施設管理に係る条例は、江田島町、能美町及び大柿町が江田島市下水道条例で、また沖美町が江田島市農業集落排水処理施設条例で運用しています。

この2つの条例にそれぞれ使用料の規定があり、前回の6月に開催された市議会定例会では、江田島市下水道条例の一部を改正する条例案を提案し、下水道使用料改正に関する議決をいただきました。

本来であれば、下水道条例の改正条例案に合わせて、今回提案している江田島市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例案も同時に提案して議決をいただくべきところでありましたが、提案を失念しておりました。そのため、このたびの定例会に改正条例案を提案する運びとなりました。

議員の皆様におかれましては、この失念に対しまして、大変御迷惑をおかけしましたことをおわび申し上げ、今後このようなことがないように十分気をつけてまいります。誠に申しわけございませんでした。

それでは、改正の理由でございます。前回の議会においても説明させていただきましたが、改めて御説明させていただきます。

江田島市の下水道事業は、人口減少に伴う使用料収入の減少、施設の老朽化に伴う維持管理費の増加により、下水道使用料の収入だけでは経費を賄っていない状況で、その不足分を一般会計からの繰入金で補っており、繰入金は年々増加しています。そのため、令和元年12月に、下水道使用料の適正化について上下水道事業審議会に諮問しました。

審議会では4回の審議を行い、令和3年4月に審議会から下水道使用料の改正を実施すべきとの答申を受けました。この答申を踏まえて、より一層の経営改善に取り組みながら、かつ、使用量収入を増大し安定的な財源を確保することにより、一般会計からの繰入金を縮小するものです。このようなことを考慮し、このたびの改正を提案するもの

でございます。

議案書13、14ページに改正条文、15ページに参考資料として新旧対照表を添付しております。参考資料の新旧対照表により御説明いたしますので、15ページをお願いいたします。

江田島市農業集落排水処理施設条例の新旧対照表でございます。表の左側が改正案で、右が現行でございます。3行目、別表第2（第20条、第22条関係）をお願いします。

種別1か月の基本排出量については変更はございません。基本料金は現行が660円、改正案が725円、また超過排出量区分を現行の6段階から、改正案では7段階に細分化しました。超過排出量区分及び超過料金については、現行、改正案それぞれ記載のとおりです。このたびの改正条例案の提案の失念に対し、大変御迷惑をおかけしました。誠に申しわけございませんでした。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第53号

○議長（吉野伸康君） 日程第6、議案第53号 大柿市民センター新築工事（建築）請負契約の締結についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました議案第53号 大柿市民センター新築工事（建築）請負契約の締結についてでございます。

大柿市民センター新築工事（建築）請負契約を4億2,724万円で、古澤建設工業株式会社と締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び江田島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） それでは、議案第53号につきまして御説明いたします。議案書16ページをお願いします。

まず、1、契約の目的は、大柿市民センター新築工事（建築）請負契約でございます。

2、契約の方法は、指名競争入札によるものでございます。

3、契約金額は4億2,724万円で、うち消費税額及び地方消費税額は3,884万円でございます。

4、契約の相手方は、江田島市大柿町小古江1982番地2、古澤建設工業株式会社で、5、工期は議会の議決を得た日の翌日から令和4年8月31日まででございます。

次に、21ページをお願いいたします。入札状況調でございます。

3、入札日時及び4、入札場所についてでございます。入札は、令和3年7月29日木曜日、午前10時40分から、江田島市役所におきまして執行いたしました。

本市が指名いたしました入札参加指名業者は16社で、そのうち入札辞退届を提出しております14社を除きます2社で入札を執行いたしました。

入札状況につきましては、表に示すとおりでございます。

なお、本入札は予定価格を事前公表しております。予定価格は税抜きで3億9,459万1,000円でございます。落札額は3億8,840万円で、落札率98.43%でございます。

工事概要などにつきましては、17ページに工事概要書を、18ページから20ページに平面図などを添付しております。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

山本秀男議員。

○12番（山本秀男君） 入札状況ですよね。16社による指名競争入札で、それで辞退者が14社、それで2社で入札しとんですが余りにも辞退者が多いんですが、この辞退しますという届けは出とんでしょうが、理由は何でしょうか。

○議長（吉野伸康君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） このたび16社を指名させていただきまして、指名させていただきました業者の皆さんからは、そのうち14社から辞退をいただいております

が、このうち入札会場に来て入札書を投函し、辞退と記載していただいた社が3社ございました。ですので、応札した2社と入札会場に来て入札書を投函し辞退と記載したのが3社でございますので、入札会場には5社に御出席いただいております。

残りの11社には事前に辞退届を提出していただいておりますが、その辞退届には辞退の理由を記載していただくようになっております。まず、「手持ちの工事が多く、工事を受注することが困難である」と記載されたのが1社、「技術者の確保が困難である」が8社、「会社の都合による」が2社ございました。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 山本秀男議員。

○12番（山本秀男君） 私もちょっと業者に聞いてみたんですよね。そうすると、監理技術者がいないから仕事が欲しくても取れないんだと、だから辞退するんだということをお聞きしておるわけですね。それで、私この2社で入札、これはまあ有効ではあるんでしょうが、指名競争入札するときに審議会にかけると思うんですよね。入札に応じてくれる業者をできるだけ多く選定をしていただくような形はできんもんかどうか、そこらをちょっと総務部長、考えはないのか、工夫したら私はできるんじゃないかと思うんですよ。

○議長（吉野伸康君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） 今、議員御指摘いただきましたように、指名業者を選定する場合には、本市では指名業者選定委員会を開催しまして、これに基づきまして指名をさせていただきます。その折には、江田島市建設工事指名業者選定要項というのを定めておりまして、それに基づきまして、建設工事などでいきますと、その金額などに応じて指名する社を選定するわけですけれども、今回の場合でいいますと、この要綱でいけば15社以上を指名することということとなっております。この15社を指名する際には、この要綱に基づきまして、5億未満の工事になりますと格付で言いますと、格付のAとBを有する業者を選定させていただくのですけれども、本市の中でこのA、Bの格付を有する社が3社ございますので、今回はこの3社を指名させていただき、残りの社につきましては、工事成績などを付した同格付の中で、上位から14社を選ばせていただきました。ですので、本要項の中で15社以上を選ぶこととし、市内の業者については、格付が当たる業者の方は全てを選定させていただき、それに不足する部分については、工事成績が優秀な社を14社選定させていただいたのが今回の選定の経緯でございますけれども、議員に御指摘いただいておりますように、建築工事については、管理技術者の不足から辞退をする社が多くなっておるといふ昨今の状況もございまして、今後、選定委員会などにおきまして、これまでの経緯を鑑みながら、多くの業者の方に応札していただけるように工夫をしていきたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 山本秀男議員。

○12番（山本秀男君） 大体わかりましたがね。要はね、審査会を1次2次でもいいんですよ。15社以上だったら、例えばね20社ぐらい選んで、あなた応札に応じてくれるかと事前に聞いてみて、それで一応入札できる状態の業者を選定するとか、これ

が適当かどうかは私もようわからんのですよ。私の気持ちとしたら、できるだけ指名願出とるところは、仕事が欲しいから仕事をさせてくださいよという指名願を出して、断るのは技術者がいないから、欲しくても取れないということで、応札に応じる業者をできるだけ指名をして入札していただきたいなというふうに、辞退者が多過ぎるんですよ。ちょっと気になったものでね。今後、課題として考えていただけたらと思います。

以上です。

○議長（吉野伸康君） ほかに質疑はありませんか
（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第54号

○議長（吉野伸康君） 日程第7、議案第54号 財産の取得についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました議案第54号 財産の取得についてでございます。消防ポンプ自動車を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び江田島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） それでは、議案第54号につきまして御説明いたします。

議案書 22 ページをお願いいたします。

まず、1、取得する財産は、消防ポンプ自動車 1 台でございます。

2、契約金額は 3,505 万 7,000 円で、うち消費税及び地方消費税額は 318 万 7,000 円でございます。

3、契約の相手方は、広島市中区舟入南三丁目 13 番 3 号、株式会社三葉ポンプで、
4、納入期限は令和 4 年 2 月 28 日まででございます。

次に 23 ページをお願いいたします。

参考資料といたしまして、1、取得の理由及び 2、取得財産の概要をお示ししております。

次に 24 ページをお願いいたします。入札状況調でございます。

3、入札日時及び入札場所についてでございます。入札は令和 3 年 7 月 29 日木曜日、午前 11 時 40 分から江田島市役所におきまして執行いたしました。本市が指名をいたしました入札参画指名業者は 10 社で、そのうち入札辞退届を提出しております 5 社を除きます 5 社で入札を執行いたしました。

入札状況につきましては、表に示すとおりでございます。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

山本秀男議員。

○12番（山本秀男君） 消防ポンプ自動車を購入するわけですが、この古い消防自動車はどうされるんですか。

○議長（吉野伸康君） 丸石消防長。

○消防長（丸石正男君） このたび購入する車両につきましては、財源を石油貯蔵施設立地対策等交付金で整備いたします。それで、まずこれを申請するに当たり、今の車両がもう古い、またポンプ等の故障もあり、故障費も金額が大きい、100 万近くなるということなどと、車両の古さも考慮して更新を申請しました。その仕様書の中にはもう使えないということで仕様書の中に、元の車両は廃棄する、廃棄するものは契約した業者が廃棄すると決めていますので廃棄することといたします。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 山本秀男議員。

○12番（山本秀男君） 結局、入札するときに、古い消防自動車はスクラップとして処分していいという、そういうことでいいんですね。条件は引き取ってもらうということで入札したわけですね。

○議長（吉野伸康君） 丸石消防長。

○消防長（丸石正男君） そのように仕様書で定めています。

以上です。

○議長（吉野伸康君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第55号

○議長(吉野伸康君) 日程第8、議案第55号 令和3年度江田島市一般会計補正予算(第4号)を議題といたします。

直ちに提出者からの提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま上程されました議案第55号 令和3年度江田島市一般会計補正予算(第4号)でございます。

令和3年度江田島市一般会計補正予算(第4号)は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,866万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ143億7,382万8,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

継続費の補正。

第2条 継続費の追加は、「第2表 継続費補正」による。

債務負担行為の補正。

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正。

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） それでは、議案第55号につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明をいたします。

事項別明細書の22、23ページをお願いいたします。

初めに、歳入からでございます。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金は児童入所施設措置費等負担金の増額補正でございます。

2目衛生費国庫負担金は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金の増額補正でございます。

3目災害復旧費国庫負担金は、令和3年7月の大雨により発生いたしました土木施設災害復旧事業費に伴います災害復旧費負担金の増額補正でございます。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金は、地方創生推進交付金の増額補正でございます。

2目民生費国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金の増額補正でございます。

5目土木費国庫補助金は、特定防衛施設周辺整備交付金の河川費補助金から道路橋梁費補助金への組み替え及び社会資本整備総合交付金、道路メンテナンス事業補助金の交付決定に伴います増額補正でございます。

7目商工費国庫補助金は、地方創生テレワーク交付金の増額補正でございます。

24、25ページをお願いいたします。

16款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金は、児童入所施設措置費等負担金の増額補正でございます。

2項県補助金、2目民生費県補助金は、地域人権啓発活動活性化事業補助金の増額補正でございます。

4目農林水産業費県補助金は、小規模崩落地復旧事業費補助金の増額補正でございます。

5目土木費県補助金は、県委譲事務交付金の増額補正でございます。

8目災害復旧費県補助金は、昨年、令和2年7月の長雨により発生いたしました林道施設災害に伴います災害復旧費補助金の増額補正でございます。

9目商工費県補助金は、サテライトオフィス誘致事業に伴いますチャレンジ里山ワーク拡大事業補助金及び頑張る中小事業者応援事業補助金の増額補正でございます。

18款1項寄附金、2目指定寄附金は、社会教育費寄附金の増額補正でございます。

26、27ページをお願いいたします。

19款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金は、財源調整のための基金繰入の減額補正でございます。

21款諸収入、5項4目雑入は、会計年度任用職員の社会保険料個人徴収金の減額補正でございます。

22款1項市債、5目商工債は、過疎対策事業債過疎地域自立促進特別事業の増額補正でございます。

10目災害復旧事業債は、昨年、令和2年7月の長雨及び本年7月の大雨により発生しました災害に伴います農林水産施設災害復旧事業債及び土木施設災害復旧事業債などの増額補正でございます。

続きまして、歳出でございます。

今回の歳出補正予算の主なものは、新型コロナウイルス感染症予防接種委託国庫補助金の交付決定に伴います道路維持管理災害復旧事業などの補正を計上いたしております。

また、人件費につきましては、本年4月の人事異動などに伴います給料職員手当などの組み替え補正及び会計年度任用職員の雇用状況に伴います人件費の補正を各款項目におきまして計上しております。

その内訳及び合計につきましては、62ページから給与費明細書にお示ししております。

それでは、職員給与費関係を除きます主な補正につきまして御説明いたします。

28、29ページをお願いします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、人事管理事業費で会計年度任用職員報酬などの増額補正を計上しております。

このページ下段から30、31ページをお願いします。

5目財産管理費は公共施設再編整備事業費で、旧秋月小学校売却に伴います消防屯所水道管変更工事費の増額補正でございます。

14目集会所施設費は、沖美ふれあいセンター移動観覧席修繕工事費の増額補正でございます。

このページ下段から32、33ページをお願いいたします。

2項徴税費、2目賦課徴収費は、固定資産業務システムの運用方法変更に伴います更新業務委託料の減額補正及び使用料の増額補正でございます。

34、35ページをお願いします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費は、生活困窮者自立支援事業費で、新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮する世帯のうち、特例貸付けの制度を利用できない世帯に対します生活困窮者自立支援金及び事務費の増額補正でございます。

2目障害者福祉費は、利用者見込みによります障害者施設等通所・通院補助費、交通費助成金の増額補正でございます。

このページ下段から36、37ページをお願いいたします。

3目老人福祉費は老人集会所等管理運営事業費で、備品購入費及び手数料の増額補正、介護保険（保険事業勘定）特別会計の補正に伴います繰出金の増額補正でございます。

5目人権啓発費は県委託事業の実施に伴います講師謝金の増額補正でございます。

2項児童福祉費、2目児童措置費は、利用者見込みによります児童福祉施設措置事務委託料の増額補正でございます。

このページ下段から38、39ページをお願いいたします。

3目保育施設費は、会計年度任用職員の雇用状況に伴います報酬などの組み替えでございます。

40、41ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費は、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種対象年齢が、16歳以上から12歳以上に引き下げられたことによる対象者の増加に伴います予防接種委託料などの増額補正でございます。

42、43ページをお願いいたします。

6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費は、農地利用状況調査の調査内容の変更に伴います報酬の増額補正でございます。

44、45ページをお願いいたします。

2項林業費、2目治山事業費は、県の治山事業とあわせて実施しております小規模崩壊地復旧事業費の工事請負費の増額補正でございます。

3項水産業費、3目漁港費は、修繕料及び工事請負費の増額補正でございます。

46、47ページをお願いします。

7款1項商工費、2目商工業振興費及び3目観光費は、財源更正でございます。

48、49ページをお願いいたします。

8款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路維持費は、修繕料及び国庫支出金の交付決定に伴います工事請負費などの増額補正でございます。

2目道路新設改良費は、道路改良事業費で国庫支出金の交付決定に伴います工事請負費の増額補正を、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業の組み替えを行っております。

50、51ページをお願いします。

3項河川費、1目河川維持改良費は、2級河川維持管理事業費で修繕料河川維持管理事業費で設計委託料の増額補正を、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業で道路事業への組み替えに伴います減額補正を行っております。

52、53ページをお願いいたします。

6項住宅費、1目住宅総務費は、利用見込みに伴います空き家等活用推進補助金の増額補正でございます。

54、55ページをお願いいたします。

9款1項消防費、2目非常消防費は、消防庁からの消防ポンプ自動車の無償貸付に伴います登録費用などの増額補正でございます。

56、57ページをお願いいたします。

10款教育費、3項中学校費、1目学校管理費は、会計年度任用職員の雇用状況に伴います共済費の組み替えでございます。

4項社会教育費、8目環境館費は、指定寄附金に伴います備品購入費の増額補正でございます。

58、59ページをお願いいたします。

11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、2目農業施設災害復旧費及び3目林業施設災害復旧費は、令和2年及び本年7月の大雨により発生した災害に伴います工事請負費などの増額補正でございます。

2項1目土木施設災害復旧費は、本年7月の大雨により発生した災害に伴います工事請負費などの増額補正でございます。

60、61ページをお願いいたします。

13款諸支出金、2項1目公営企業費は、下水道事業会計の補正に伴います繰出金の減額補正でございます。

予算書5ページにお戻りください。

第2表 継続費補正でございます。

追加としまして、宿泊施設事業特別会計繰出金の1件をお願いしております。

続きまして、6ページをお願いいたします。

第3表 債務負担行為補正でございます。

追加としまして、固定資產業務システム使用料ほか2件をお願いしております。

続きまして、7ページをお願いいたします。

第4表 地方債補正でございます。

追加としまして、公共事業等債の土木施設災害復旧事業ほか4件をお願いしております。

また、変更としまして、過疎対策事業債の過疎地域自立促進特別事業1件をお願いしております。

なお、事項別明細書の62から64ページに給与費明細書、66から67ページに継続費の進行状況等に関する調書を、68ページに債務負担行為の支出予定額等調書を、69ページに地方債現在高の見込みに関する調書をお示ししております。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

この際、暫時休憩いたします。11時15分まで休憩いたします。

（休憩 11時02分）

（再開 11時15分）

○議長（吉野伸康君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第55号の質疑を行います。

質疑はありますか。

山本秀男議員。

○12番（山本秀男君） 51ページの特定防衛施設周辺整備調整交付金事業1、500万、これ全部減額して組み替えたというふうに聞いたんですが、それで49ページの道路改良事業費のほうへ組み替えしとるんじゃないかなというふうに察するわけですが、この道路改良事業費の工事請負、これをちょっと詳しく説明をお願いしたいと思うんですが。

○議長（吉野伸康君） 水頭土木建築部長。

○土木建築部長（水頭顕治君） 今、御質問のございました特定防衛施設周辺整備調整交付金事業に関しまして、河川費から道路橋りょう費への組み替えを行ったところについて御説明申し上げます。

こちらまず初めに特定防衛施設周辺整備事業といたしまして、まず河川として柿浦大君地区の排水路整備事業及び鷺部地区の排水路整備事業の排水路の補修等の予定をしておりました。そうした中、道路といたしまして市道飛渡瀬10号線、こちらは飛渡瀬交

流プラザへのアクセス道路でございまして、交流プラザができた折には避難路としても非常に重要なところになるわけでございます。こちらを優先する必要があるということで、まず道路のほうの組み替えをさせていただいております。そうした中、こちらの交流プラザの建設の工程等の兼ね合いもありまして、今年度中に道路を仕上げるということで現在進めているところでございます。そうしたことから、先に道路施設改良費といたしまして執行いたしました後、そのほか道路新設改良費で執行予定でございました飛渡瀬30号線、こちらのほうを引き続き事業をしていくということで、事業の順序がございまして、このたびにつきましては道路改良事業費の工事請負費で計上させていただいた次第でございます。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 山本秀男議員。

○12番（山本秀男君） まず、全部減額しとるわけですよ。今説明があった鷺部の排水路と柿浦の排水路、それを飛渡瀬10号線、いわゆる飛渡瀬交流プラザの取り付け道路のほうへ持って行っておるといことですよ。それで私が心配しとるのは、排水路というのはやはり災害防止ということで、それでこの予算は当初予算に全部組んでおったわけですよ。それを落としてまで飛渡瀬の取り付け道路に持って行くのはいかなもんかなと。飛渡瀬の施設が避難所になるというふうに言われましたが、私は避難施設が先かあるいは災害防止が先か、どちらを比べた場合、住民から考えたらこの排水路のほうに先にやってほしいと思うんですよ。それを当初予算で計上しながら、この9月で全部落とすと。これまた議会軽視も甚だしいんじゃないか、そこを思うわけですよ。それで、飛渡瀬の取り付け道路よね、10号線。これ当初予算で2,400万組んどるじゃないですか。組んでおきながらこっちは落として持って行く、どういう神経かちょっとようわからんのが、私が言うのが間違えとるんかなと思ったりするんじやがどう思いますか。

○議長（吉野伸康君） 水頭土木建築部長。

○土木建築部長（水頭頭治君） 議員御指摘のとおり、柿浦大君地区あるいは鷺部地区の排水路整備事業につきましても、避難する際には非常に地域にとっては重要な道路であろうというふうに認識してございます。そうした中、飛渡瀬交流プラザ、こちらのほうは避難所として、住民の方から避難する際に通る道路として、市道飛渡瀬10号線の位置づけがございまして、こちらのほうをまず優先したということでございます。

また、こちら飛渡瀬10号線については、単年度にするのか、2か年でするのかといった中で設計施工、非常にタイトなスケジュールの中で判断してまいったところでございます。そうした中、やはりプラザ完成後には避難路としての道路がしっかりあるということ、また交流プラザの施工中、例えば舗装せずに土の状態であると、土ぼこりを上げるなど地域に与える影響も大きいということなどから、単年度で施工で判断させていただいたことではございます。

しかしながら、議員御指摘のとおり、議会に対しての説明という部分で欠けていた部分がございます。こうした部分につきましては、今後、計画的な事業に努めるとともに、議会への丁寧な説明ということに努めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお

願いたします。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 山本秀男議員。

○12番（山本秀男君） よろしゅうお願いします。

それと、この飛渡瀬10号線は、さっきも言ったように、当初予算で2,300万工事請負費を計上しとるんですよ。設計は前年度に設計しとるんですよ。それにもかかわらず、いかげんに予算計上して、それで追加を今度あげるいう、これまたおかしい話やのういうふうに、前年度で設計するいうことは事業費をそこで確保しようと、そういう意味じゃないんかいね。ここらあたりも工程的にも何か変なことじゃがのういうふうに思うんですよ。我々が現職のときはそがいなことしませんよ。いくら職員の不足や忙しいいうてもね、これは本当、まあ議会軽視も甚だしいないうふうに感じるんですわいね。これまあ部長が答弁するのはちょっと難しいやろうけ、誰かほかのほうの方で答弁をお願いしたらと思います。

○議長（吉野伸康君） 水頭土木建築部長。

○土木建築部長（水頭頭治君） 積算の話がございました。こちら積算の話につきましては、昨年度いっぱい道路の設計がかかったといったところで、実際細かくはじく作業というのは、今年度に入ってからでございます。そうした中、昨年度は工事を急ぐ必要もあったことから、概算による当初予算ということで計上させていただいた次第でございます。こうした概算による制度につきましても、今後何とか精度を高める方法も検討しつつ行ってまいりたいと考えておりますのでよろしく願いたします。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） そのほかの方の答弁ないですか。

いいですか。はい。

土手副市長。

○副市長（土手三生君） 山本議員さんおっしゃるとおり、当初予算のほうに計上させていただいて、工事の区間をいろいろ決めまして議決をいただいております。そうした中でいろんな諸案の事情もあるんですが、議員さんおっしゃるとおり、当初予算で上げとるいうことは、それだけの必要性があるということで上げとるいうことでございますので、そこらは真摯に受け止めさせていただいて、今後そこらのとをしっかりとこういった変更になるような場合は、しっかりと議論してから進めて行くようにして議員さんのほうにも情報を事前に提供させていただいて、説明させていただいて、御理解いただくようにさせていただきますので、よろしく願いたします。

○議長（吉野伸康君） ほかに質疑はありませんか。

岡野議員。

○4番（岡野数正君） 私のほうも二、三伺います。

まず41ページの新型コロナウイルス感染症予防対策事業費の中の委託料2,754万8,000円ほど上がっております。これはどこへ支払うのか、そうしたその概要についてちょっと説明をいただきたいと思います。

続いて、やはり同じくこれは49ページになります。道路維持管理事業費のところ

3, 626万5, 000円、工事請負費が上がっております。この場所及び概要についてお願いいたします。

続いて、57ページ。これは8目の環境館費ですね。さとうみ学習推進事業費で備品購入費というのが203万3, 000円上がっております。これは何かお願いしたいと思います。

続いて、59ページになります。中央の部分になりますけども、農業施設災害復旧事業費工事請負費が2, 260万上がっております。その下、林業施設災害復旧事業費工事請負費が1, 781万7, 000円上がっております。いずれも場所及び概要について御回答いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） まずは、新型コロナウイルス感染症の予防接種委託料ということでございます。予防接種委託料の支払先というのは、最終的に各病院とか医院になりますが、取りまとめとしては国保連が取りまとめとなります。集合契約を結んでおりまして、県内とかそういったところの分は一旦国保連が受け取り、そこから各病院へ配分されるということになります。

これにつきましては、今回の補正につきましては、昨年度の令和2年度の補正で、補正でなくてワクチンの委託料として6, 500万程度予算を組んでおります。それは繰越明許で予算化されておるわけですけれども、それ以降必要になるものにつきまして、2, 700万程度の補正をかけたというものでございます。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 水頭土木建築部長。

○土木建築部長（水頭顕治君） ページ49ページの、1、道路維持費の説明の欄にございます工事請負費3, 626万5, 000円について御説明させていただきます。

こちらの内訳でございますけれども、まずは橋梁点検をいたしまして、補修する箇所がございます。それを6橋を追加させていただくものでございます。こちらにつきましては、交付金の内示増によるものでございます。

そのほか、市道美能21号線のり面改修工事、こちらの現場土質が変更に伴いまして工事費が増額となっておりますので、こちらのほう計上させていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 山井教育次長。

○教育次長（山井法男君） 続きまして、57ページ、環境館費の補正です。さとうみ学習推進事業費で200万、今回計上させていただいております。この備品ですけれども、移動式のプラネタリウムということで、直径が4メートル、高さが3メートルのエアードーム式なんですけど、その中に機材を設置して、プラネタリウムのように子供たちが見れると。これは干潟動画なんかも撮ってドーム式の映画を見るような感じで子供たちが見れるというもので、この財源が、さとうみ科学館で使ってほしいということで、昨年度100万いただいております。それから、今年も100万円いただきました。

合わせて200万円の寄附金を財源としまして、こうした移動式プラネタリウムをさとうみ科学館のほうで購入しまして、教育のほうに使いたいということでございます。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 泊野産業部長。

○産業部長（泊野秀三君） それでは、59ページの災害復旧費の農業施設災害と林業施設災害の復旧費の工事費について説明させていただきます。

初めに、農業施設災害復旧費の工事費につきましては、平成30年債の工事で国費の本体工事は終了しておりますけれども、それに伴う道路が被災したことによって、その崩土が近隣の住居やら畑に迷惑をかけているということで崩土撤去等が1件。

それから、令和2年債の沖美101号線なんですけれども、これも本体工事はもう既に発注済み、今施工中なんですけれども、国費では該当しない伐採工事でありますとか附帯工事費について、1件ほど計上させていただきます。

残り、今年の7月の長雨で幾らか発災した部分が19件ほどございますので、合わせて21件で2,260万という計上をしております。

それからその下の林業施設災害、林道の災害復旧なんですけれども、これも令和2年債で、林道砲台山線、これ国費で工事発注して進めておりましたけれども、このたびの長雨で新たに工事部分が増破してしまいましたので、路線変更等で設計業務委託料と、それに伴う工事費で2件ほど上げておまして、その後、やはり今年の7月の長雨で11件ほど被災しておりますので、合わせて14件で2,330万の計上をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 岡野議員。

○4番（岡野数正君） わかりました。

41ページの委託料の件ですね、コロナウイルス感染症予防対策事業費、これ年齢の拡大によるものなんでしょうかね。なぜこの今回の補正に上がってきたのかというところが、多分拡大されたんだろうと思うんですけれども、対象者がですね。その点についてちょっと伺います。

○議長（吉野伸康君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） 主には年齢の拡大というものでございます。これは国の補助申請って、10分の10が国費でございますので、その計算式に基づいてやっております。最終的には精算ということになろうかと思っておりますけれども、人口の80%を接種回数として考えた予算組みということになっております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 岡野議員。

○4番（岡野数正君） わかりました。

それでは、59ページの林業施設災害復旧事業費のところ、砲台山の説明がありましたけれども、これ三高の砲台山、美能から三高の砲台山に上がっていくところが、かなり大きく崩れてたというふうに私も理解してるんですが、この部分が今回の雨で再度やはり拡大したという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 泊野産業部長。

○産業部長（泊野秀三君） そのとおりでございます。

今の法線のまま直そうと思ったら莫大な費用がかかりますので、路線を多少山側に変更しまして、工事費が安いほうにまた設計委託して、それらの工事費を組ませていただきました。

○議長（吉野伸康君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第56号

○議長（吉野伸康君） 日程第9、議案第56号 令和3年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました議案第56号 令和3年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございます。

令和3年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳出予算の補正。

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」による。

内容につきましては、福祉保健部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

す。

○議長（吉野伸康君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） それでは、議案第56号につきまして、歳出補正予算事項別明細書で御説明をいたします。

事項別明細書の74ページ、75ページをお願いいたします。

このたびの歳出補正予算は、4月の人事異動等に伴います職員給与費等の増減を行うものでございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、人事異動等に伴います給料や職員手当等の補正でございます。

なお、76ページ、77ページには給与費明細書をお示ししております。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第57号

○議長（吉野伸康君） 日程第10、議案第57号 令和3年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました議案第57号 令和3年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第1号）でございます。

令和3年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,745万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億7,745万6,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

内容につきましては、福祉保健部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉野伸康君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） それでは、議案第57号につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明をいたします。

事項別明細書の82ページ、83ページをお願いいたします。

このたびの補正予算は、4月の人事異動等に伴います職員給与費等の増減、また令和2年度事業の精算に伴う国への返還金などにつきまして、予算の補正を行うものでございます。

初めに、歳入でございます。

3款国庫支出金、2項国庫補助金のうち、3つ目の5目介護保険事業費補助金は、介護保険システム改修費に伴います補助金の増額補正でございます。

次に、地域支援事業交付金につきまして、2目及び3目、その下、4款支払基金交付金、その下、5款県支出金、そしてその下、7款繰入金、1項一般会計繰入金のうち、2目及び次のページの3目におきまして、それぞれ地域支援事業の交付金や繰入金の増額補正を行っております。

84ページ、85ページをお願いいたします。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、5目その他一般会計繰入金は、職員給与費繰入金及び事務費繰入金の補正でございます。

その下、2項1目介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計繰入金は、人事異動等に伴います繰入金の増額を、8款1項1目繰越金は、前年度繰越金の増額補正でございます。

続きまして、歳出でございます。

86ページ、87ページをお願いいたします。

今回の歳出補正予算の主なものは、昨年度の令和2年度の実績に伴います返還金でございます。また、人件費につきましては、人事異動等に伴いまして給料、職員手当など組み替え補正を各款項目におきまして計上をしております。

それでは、人件費関係を除く主な補正につきまして御説明をいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の介護保険一般事業費は、介護保険システム改修業務委託料の増額補正でございます。

88ページ、89ページをお願いいたします。

7款諸支出金、2項償還金及び還付加算金、3目償還金は、令和2年度事業実績の精算に伴います介護給付費交付金及び地域支援事業交付金の返還金の増額補正でございます。

なお、90ページから92ページには給与費明細書をお示ししております。

説明につきましては以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第58号

○議長（吉野伸康君） 日程第11、議案第58号 令和3年度江田島市介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました議案第58号 令和3年度江田島市介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）でございます。

令和3年度江田島市介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ48万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,228万4,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正。

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

内容につきましては、福祉保健部長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉野伸康君） 仁城福祉保健部長。

○福祉保健部長（仁城靖雄君） それでは、議案第58号につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明いたします。

事項別明細書の96ページ、97ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

3款繰入金、2項基金繰入金、1目介護予防支援事業運営基金繰入金は、繰入金の増額補正でございます。

続きまして、歳出でございます。

98ページ、99ページをお願いいたします。

1款事業費、1項居宅予防支援事業費、1目介護予防支援事業費は、地域包括支援センターシステムの端末利用月数の変更に伴います機器リース料の減額補正でございます。

2款諸支出金、1項繰出金、1目介護保険（保険事業勘定）特別会計繰出金は、4月の人事異動によります業務内容の変更に伴います繰出金の増額補正でございます。

なお、100ページには、債務負担行為の支出予定額と調書をお示ししております。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 2 議案第 5 9 号

○議長（吉野伸康君） 日程第 1 2、議案第 5 9 号 令和 3 年度江田島市水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました議案第 5 9 号 令和 3 年度江田島市水道事業会計補正予算（第 1 号）でございます。

内容につきましては、企業局長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 躍場企業局長。

○企業局長（躍場克之君） それでは、議案第 5 9 号 令和 3 年度江田島市水道事業会計補正予算（第 1 号）について説明いたします。

このたびの補正は、主に職員の人事異動に伴う人件費の補正と小用地区の市道改良工事に伴う水道管布設の工事費を補正するものです。

令和 3 年度江田島市水道事業会計補正予算書 1 ページをごらんください。

第 1 条 令和 3 年度江田島市水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 3 年度江田島市水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものです。

支出について。

第 1 款第 1 項営業費用を 3 1 7 万円の減額補正を行い、第 1 款水道事業費用の補正後合計額を 9 億 3 3 3 万円とするものです。

補正の内容につきましては、7 ページの費目別内訳書をごらんください。

(1) 資本的支出の部、水道事業費用の第 1 項営業費用、第 2 目配水及び給水費ほか、2 目の補正予定額は、人事異動に伴う給料手当等、賞与引当金繰入額及び法定福利費の職員人件費、合わせて 3 1 7 万円の減額をするものです。

1 ページに戻っていただきまして。

第 3 条 予算第 4 条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正するものです。

第 3 条本文の下段をごらんください。

支出について、第 1 款第 1 項建設改良費を 8 4 4 万 5, 0 0 0 円増額補正を行い、第 1 款資本的支出の補正後合計額を 2 億 7, 1 4 4 万 5, 0 0 0 円とするものです。

補正の内容につきましては、7 ページの費目別内訳書をごらんください。

下段(2) 資本的支出の部、支出については、資本的支出の第 1 項第 2 目水道改良費

として、人事異動に伴う給料手当等などの職員人件費と建設課が今年度実施する小用地区の市道改良工事に平行してバイパス排水管布設工事、合わせて844万5,000円を増額するものです。

1ページに戻っていただきまして、第3条本文をごらんください。

予算第4条本分括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億6,820万円を1億7,664万5,000円に増額し、補填財源である及び建設改良積立金1,364万5,000円を2,209万円に改め補正するものです。

第4条 予算第7条に定めた職員給与費292万5,000円の減額補正を行い、1億3,290万7,000円に改めるものです。

その他実施計画は3ページに、キャッシュフロー計算書は4ページに、給与費明細書は5ページから6ページに記載してあるとおりです。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第60号

○議長（吉野伸康君） 日程第13、議案第60号 令和3年度江田島市下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました議案第60号 令和3年度江田島市下水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

内容につきましては、企業局長から説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉野伸康君） 躍場企業局長。

○企業局長（躍場克之君） それでは、議案第60号 令和3年度江田島市下水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

このたびの補正は、6月定例会及び先ほど議決いただきました下水道使用料改定に伴う下水道使用料、職員の人事異動に伴う人件費等の補正をするものです。

令和3年度江田島市下水道事業会計補正予算書1ページをごらんください。

第1条 令和3年度江田島市下水道事業会計の補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

第2条 令和3年度江田島市下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

まず、収入について。

第1款下水道事業収益の第1項営業収益1,382万1,000円を増額。

第2項営業外収益1,847万1,000円の減額補正を行い、第1款下水道事業収益の合計額を12億1,895万円とするものです。

支出については、第1款下水道事業費用の第1項営業費用647万3,000円を増額。

第2項営業外費用182万3,000円の増額補正を行い、第1款下水道事業費用の合計額を12億2,545万円とするものです。

補正の内容につきましては、8ページの費目別内訳書をごらんください。

（1）収益的収入及び支出の部、収入について。

第1款下水道事業収益の第1項営業収益、第1目下水道使用料及び第2目農業集落排水使用料は使用料改定に伴い、合わせて2,000万円の増額。

また、第3目一般会計負担金は営業費用の普及促進費及び処理場費の人件費の減額補正による617万9,000円を減額するものです。

第2項営業外収益、第2目一般会計補助金は、下水道使用料改定による1,847万1,000円を減額するものです。

次に、支出について。

第1款下水道事業費用の第1項営業費用、第2目処理場費ほか2目の補正予定額は、人事異動に伴う給料手当等などの職員人件費、合わせて647万3,000円の減額をするものです。

第2項営業外費用、第2目消費税及び地方消費税は、下水道使用料改定による182万3,000円の増額をするものです。

1ページに戻っていただきまして。第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

第3条本文の下段をごらんください。

まず収入について、第1款、第2項出資金を95万6,000円、第5項負担金を3万円、それぞれ増額補正を行い、第1款資本的収入の補正後合計額を4億6,758万6,000円とし、支出については、第1款第1項建設改良費を159万3,000円増額補正を行い、第1款資本的支出の補正後合計額を8億5,239万3,000円とするものです。

補正の内容につきましては、9ページの費目別内訳書をごらんください。

(2) 資本的収入及び支出の部、収入について。

第1款資本的収入の第2項出資金、第1目一般会計出資金95万6,000円、第5項負担金、第1目一般会計負担金3万円は、資本的支出の建設改良費の増額補正によりそれぞれ増額するものです。

次に、支出について。

第1款資本的支出の第1項建設改良費、第2目処理場整備費159万3,000円は、給料手当等など人事異動による人件費の増額をするものです。

1ページに戻っていただきまして、第3条本文をごらんください。

予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億8,420万円を3億8,408万7,000円に増額し、補填財源である及び当年度分損益勘定留保資金2億5,513万3,000円を2億5,574万円に改め補正するものです。

第4条 予算第8条に定めた職員給与費を763万6,000円の減額補正を行い、8,256万6,000円に改めるものです。

第5条 予算第9条に定めた一般会計負担金について、1億5,595万5,000円から1,847万1,000円の減額補正を行い、1億3,748万4,000円に改めるものです。

その他実施計画は3ページ、4ページ、キャッシュフローは5ページに、給与費明細書は6ページ、7ページに記載してあるとおりです。

なお、まことに申しわけございませんが、先ほどの営業収益のところ、補正予算が増額になるところを減額と説明してしまいました。訂正しておわび申し上げます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

暫時休憩いたします。

(休憩 12時05分)

(再開 12時07分)

○議長(吉野伸康君) 休憩をといて会議を再開いたします。

躍場企業局長。

○企業局長(躍場克之君) まことに申しわけございません。

下水道事業会計補正予算(第1号)の1ページをごらんいただきたいと思います。

先ほどの説明で、第2条の収入のところの第1項営業収益を、本来であれば1,382万1,000円の増額と言うべきところを、私が間違えて減額と言ってしまいました。訂正しておわび申し上げます。

以上です。

○議長(吉野伸康君) それでは、これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第61号～日程第25 議案第72号

○議長(吉野伸康君) 日程第14、議案第61号 令和2年度江田島市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第25、議案第72号 令和2年度江田島市下水道事業会計決算の認定についてまでの12議案を一括議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま一括上程されました議案第61号から議案第72号までの令和2年度江田島市各会計の歳入歳出決算の認定等についてでございます。

最初に、地方自治法第233条第3項の規定により、議案第61号で一般会計、議案第62号で国民健康保険特別会計、議案第63号で後期高齢者医療特別会計、議案第64号で介護保険(保険事業勘定)特別会計、議案第65号で介護保険(介護サービス事業勘定)特別会計、議案第66号で住宅新築資金等貸付事業特別会計、議案第67号で港湾管理特別会計、議案第68号で地域開発事業特別会計、議案第69号で宿泊施設事業特別会計、議案第70号で交通船事業特別会計、これら10会計の歳入歳出決算を監査委員の審査意見書及び関係書類を添えて議会の認定をお願いするものでございます。

続きまして、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議案第71号で水道事業会計決算に伴う剰余金を、剰余金処分計算書(案)のとおり処分し、あわせて同法第3

0条第4項の規定により、水道事業会計決算を監査委員の審査意見書及び関係書類を添えて議会の認定をお願いするものでございます。

最後に、地方公営企業法第30条第4項の規定により、議案第72号で下水道事業会計決算を監査委員の審査意見書及び関係書類を添えて議会の認定をお願いするものでございます。

令和2年度の決算について予算執行が合法的になされているか、その会計処理が適正、確実に行われたかといった検証のほか、経理内容の適否、公営企業の運営等の審査に熱心に当たられました三浦代表監査委員、上松監査委員に対しましては厚く敬意を表する次第でございます。議会におかれましては、何とぞ御理解ある御審議をいただきまして、的確なる認定等を賜りますようお願いを申し上げます。

以上をもちまして、議案第61号から議案第72号までの令和2年度江田島市各会計の歳入歳出決算の認定等についての提案理由とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉野伸康君） これをもって提案理由の説明を終わります。

本12議案については、監査委員の意見が付されていますので、監査委員からの報告を求めます。

それでは、三浦代表監査委員に入場していただきます。

（代表監査委員 入場）

三浦代表監査委員、登壇願います。

○代表監査委員（三浦和英君） 令和2年度江田島市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び資金運用状況審査並びに令和2年度江田島市公営企業会計決算審査意見書について御報告いたします。

令和2年度江田島市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び資金運用状況審査につきましては、去る7月21日から8月19日までの間、関係諸帳簿及び証拠書類等の調査などを行いました。また、令和2年度江田島市公営企業、水道事業、下水道事業会計の決算につきましては、去る6月2日から8月19日までの間、総勘定元帳、その他会計諸帳票及び関係書類と照合など通常実施すべき審査を慎重に行ってまいりました。

その結果、令和2年度江田島市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況並びに令和2年度江田島市公営企業会計決算は、関係諸帳簿の各計数と符合しており、非違の経理の話はありませんでした。

なお、審査意見書をお手元に配付いたしておりますので、ごらんいただきますようお願いいたします。

以上、報告いたします。

○議長（吉野伸康君） ここで三浦代表監査委員には退席していただきます。

（代表監査委員 退席）

以上で、監査委員の審査意見報告を終わります。

決算審査特別委員会の設置

○議長（吉野伸康君） お諮りします。

ただいま一括議題といたしました議案第61号 令和2年度江田島市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第72号 令和2年度江田島市下水道事業会計決算の認定についてまでの12議案については、議会選出の監査委員を除く16名の議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、各常任委員会の所管事項別に各分科会へ分割付託し、休会中の継続審議とすることにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本12議案は議会選出の監査委員を除く16名の議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して休会中の継続審査とすることに決定いたしました。

お諮りします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の正副委員長の選任についてはいかがいたしましょうか。

（「議長一任」の声あり）

議長一任とのことですが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

それでは、議長において委員長に浜西金満議員、副委員長に岡野数正議員を指名いたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

暫時休憩いたします。

（休憩 12時18分）

（再開 12時18分）

○議長（吉野伸康君） 会議を再開いたします。

躍場企業局長。

○企業局長（躍場克之君） たびたび申しわけございません。

先ほどの下水道事業会計の補正予算の説明のところで、申しわけございませんが、収益的収入及び支出の部、第1項営業費用の647万3,000円の減額と言わなければいけないところを増額と言ってしまいました。

正式には、647万3,000円の減額補正です。申しわけございませんでした。

以上で説明を終わります。

○議長（吉野伸康君） 大変申しわけありませんでした。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

散 会

○議長（吉野伸康君） 本日はこれで散会いたします。

なお、明日9月2日木曜日から9月13日月曜日までの12日間は決算審査等のため

休会とし、次回は9月14日火曜日に開会いたしますので、午前10時に御参集願います。

皆さん、御苦労さまでした。

(散会 12時19分)